議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成２７年６月２（火）
招集（開催）場　所	岩美町役場　第１委員会室
出　席　委　員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長
欠　席　委　員	なし
職　務　出　席　者	西垣副町長、長戸総務課長、杉本企画財政課長、坂口議会事務局長
開　　　会	１０時００分
記　録　者	議会事務局書記　前田あずさ
審　査　事　項	別紙日程表のとおり

協　議　の　経　過

日　程	発　言　者	内　容
開会	芝岡委員長	＊起立、礼 始める。 慎重審査よろしくお願いしたい。 副町長からごあいさつ願いたい。
あいさつ	西垣副町長	6 月議会に向けての議会運営委員会、全委員に出席いただきお礼申し上げる。 町長は中国地区の道の駅連絡会で、岩美町の道の駅の紹介等をするため欠席させていただいている。お詫び申し上げる。 6 月に入り、田んぼも粗方終わるような頃だ。 議会がスムースに行くよう、我々も一生懸命適切な説明に努めるので、よろしくお願いしたい。
	芝岡委員長	議長からごあいさつ願いたい。
	船木議長	6 月議会に向けての議会運営委員会だ。 一般質問は 4 人だ。内容等再確認が必要なところもある。しっかり議論していただきたい。 議員から話があり、今日の議題にも上げている議場の国旗の掲揚についても、今日結論を出すということではなく、今後に向けて議論したい。
審査事項 1)①②	芝岡委員長	審査に入る。 審査事項 1)①6 月定例会の会期日程等の議会運営に関する事項、②会議録署名議員の指名について、局長より説明願いたい。
	坂口局長	＊日程表により説明 3 月定例会の会議録署名議員について、芝岡議員が署名議員だったが最終日に欠席された。本来なら補充をしなければならなかったが、事務局が抜かっており補充していない。 行政実例等により、補充をしていなくても会議録は無効にならないことを確認している。大変申し訳ない。よろしくお願いしたい。 前回の臨時会から、議事日程表の下に会議録署名議員も記載させていただいている。抜かってはいけないので、記載さ

		せていただき確認したい。改めてお詫びさせていただく。申し訳ない。
③	芝岡委員長	審査事項 1)③一般質問について、説明願いたい。
	坂口局長	5時までに4人の通告があった。 ＊資料 P2～説明 〇杉村宏議員　4件 12項目 〇芝岡みどり議員　2件　5項目 〇田中克美議員　3件　4項目 〇宮本純一議員　3件　4項目 以上だ。
	芝岡委員長	内容を見ていただき、お気づきの点があればご意見を伺いたい。
	寺垣委員	新議員の研修に出席させていただいた。 第三セクターの内部経営や国の政策等は、質問にならないということがあった。町の事務についてということだった。 杉村議員の3番と田中克美議員の2番だが、これはよいのか。
	坂口局長	道の駅の経営については、基本的には寺垣委員の言われるとおりだ。その中で、スタート時点で町も説明し数字的なものも出てきて、今は町が関わっているところが大きい。基本的には言われるとおりだ。 田中克美議員の質問については、P7の2を言われていると思う。議会の中でも25年に議論したところだ。 結論的には、国政の可否については想定していないということで、質問にあたらないとコンセンサスを得た。町民に関わることは、質問の対象となるのではないかということだ。 今回については、範囲内でないかと事務局は判断している。
	柳副議長	P7の2について、質問要旨の2、自衛官募集の事務については法定受託事務だと思っている。これを質問して答弁されればよいが、こんな質問が通るのかと思う。義務的に執行しなければならない事務なのでしょう。総務課長に伺いたい。
	長戸総務課長	法定受託事務になっているかまで理解していないが、国から委託事業として自衛官募集に係る経費は100パーセント支弁を受けて町が窓口として募集を行っている。 それでどうかと言われれば、答弁者としては答弁しにくい。
	柳副議長	法定受託事務とは、本来国が執行すべき事務だが、場面的にも地方自治体が扱った方がという部分での事務だ。これについて言うと、例えば、自衛官をめざしたい方は自分で判断されて行かれる。募集ということで、利便性について町が仲立ちしているということでしょう。
	長戸総務課長	その通りだ。あくまでも町民の方が自らの意思で応募される。町は窓口として事務の取り扱いをやっているものだ。そのような立場だ。
	柳副議長	ケチを付けるのではなく、ルール的に執行される町の事務

		がある。いちいちこれについて言っていたら、屁理屈と言うか、今度は国政選挙についても出ると思う。 本来あるべき質問ではない。
	澤委員	執行部が答えられる範囲であれば、別に出してもよいと思う。中身は単純で終わるかもしれないが、答えられるものであれば質問してもよいと思う。
	柳副議長	どこかでもう一度整理しよう。 答えられなかったら答えなくてよいのか。町民が、「町長は答えられないのか」ということになる。 議会改革でもいろいろ議論した。国政については、請願や陳情でもできる。 住民が見た時に、町長は答弁しないということになったら、形として公平でないと思う。
	船木議長	議会運営委員会として、どういう質問なら受けられる、受けられないということは整理したつもりだ。いろいろな立場で言うのはよいが、これを受けられるか受けられないかを議論しよう。
	芝岡委員長	自衛官募集は、町が受けている事務ですね。
	船木議長	危険な所に行くようなことを町が事務としてやっていることをどう取り組むのかと言った時には、質問の範囲内だと思う。 今まで議論してきて、町の事務は受けようとなっているので、その辺で判断してはどうか。
	芝岡委員長	通告時点で、町に関わることということで受けられたと思う。
	柳副議長	町の事務と町民に対する影響ということだ。そうすると、全部受けなければならない。そうするとなかなか大変ではないかということで、ルールとして整理してきた。それなら全部受ければよい。
	船木議長	そこまで言ってはいけない。
	柳副議長	町の影響と言われれば、外交でも当たると思う。
	船木議長	外交で町の考えを聞かせろということはいけない。町の事務で言われたら、議会としては質問者の権利ということで、受けざるを得ないということだ。結論は別のことだ。
	柳副議長	その部分まで質問してもよいのかということだ。法的に認められた事務についても、際限なく対象範囲となると思う。
	澤委員	今の時点では、出された以上はやむを得ないと思う。
	柳副議長	中身は言っていない。 問題として提起したのは、受託事務についても考え方を聞いてよいのかということだ。よいとも悪いとも言っていない。
	芝岡委員長	このまま受けることでよいか。答弁は執行部が粛々とされる。 柳副議長が言われるように、国政選挙についても質問が出ることが懸念される。

	柳副議長	議会の姿勢として、わかりきっていることを聞くのですかということだ。 町や町民に影響があるということなのでよい。
	澤委員	執行部が答えられればよいのではないか。
	長戸総務課長	執行部は誠心誠意答えなければならない。問い方で「岩美町が」と言われれば、関係すると思う。
	柳副議長	議会運営委員会でもう一度整理してもらいたいのは、すべて関係すると言われれば結論的に何でもありになるという今の流れだ。 国政なのか町の事務なのかを考えることになると、整理しなければ、影響を受けるということになれば国民一人ひとりに関連する。あえてそこを突かれていると思う。
	澤委員	国政について質問できないとなった時に懸念したのは、町民の影響はどうかと聞かれた時のことが心配だった。いみじくも今回そのことが出てきたと思う。
	船木議長	グレーゾーンをうまく突いてきていると思う。自分の頭の中では、統一見解的なものは持っている。
	芝岡委員長	今回はこのまま受けることでよいか。
	澤委員	現時点のルールでは、グレーゾーンということで認めざるを得ないと思う。次からどうするか議論しなければならない。
	柳副議長	国政について影響やどのように町が動くのかということだが、当然地方公共団体として法律の枠内でしか動けない。これはわかりきったことだ。 町長の私見を伺いたいのかもしれないが、それは町の農山漁村のこと等ならよいが、最終的には国防について町長の私見を伺いたいということだと思う。
	船木議長	そう取ったらアウトだと思う。書いてあることでそう取れるのかということだ。
	芝岡委員長	その時は議長に止めていただかなければならない。
	船木議長	自分の意見として言うのは止められないが、町長に国の政策を尋ねて、共産党の主義主張を言い出したら止めなければならない。
	柳副議長	町長の考えを質したいということだ。町長の私見を聞きたいということだ。 厳密に審査をしだすとそのようになる。通されるなら通されればよい。町長も粛々と答えるしかないと思う。
	芝岡委員長	このままということで行かせていただきたい。
	船木議長	寺垣委員はもう一つ、道の駅のことも言っていた。
	寺垣委員	さっきの説明だと、今後このような質問はできないということだ。
	坂口局長	この問題については、これだけでなく東部広域行政管理組合についてもある。他町村だが、東部広域行政管理組合については質問を受けないところもある。 第三セクター的なものについては、これまであまり質問が

		なかった。 個々の判断が必要になると思う。原則として、権限を持っていないことは執行部に聞けない。
	柳副議長	事務局もえらいと思う。 それを言うと、杉村議員の道の駅の質問についても、3③については、その方に聞くことになる。道の駅が置くものでなく、民間事業者が置くものについて言えるのかということがある。 議会としても配慮しなければならない。それがあるから全協等で報告しているものだ。相手方に改善させるものだ。まだ全協や常任委員会だったらよいが、議場でやることとなる。寺垣委員はそれも含めて言われたと思う。
	船木議長	町が説明してきた中で、③についてはバッティングさせないとはっきり明言している。それが崩れてきていることについて、違うのではないかという考え方が出てくる。 今までの流れがあるので、それは質問として受けざるを得ないのではないかと思う。
	芝岡委員長	執行部の答弁に委ねることにしましょうか。
	柳副議長	やりとりを知っているのだから、書き方について堂々と書かれればよいと思う。自分としてはずるいと思う。それなら全協で言われるべきだ。
	芝岡委員長	他にないか。
	西垣副町長	杉村議員の 2③については、道の駅整備と書きながら、かなりかけ離れている。岩井温泉の駐車場が出ている。
	長戸総務課長	既存の問題としてあったかということだ。 町民が捉える範囲で、通常はされないと思う。 別項目ならよいと思うが、道の駅としては違和感がある。
	西垣副町長	2⑤の水道水の販売について、関連だと言われればそうかもしれないがどうか。
	坂口局長	なぜここで聞かれているかというと、道の駅の車中泊で車中泊マップが重要だという中で、その観点で聞くということを伺った。その方々はかなり温泉を使うので、そのことからのものだ。
	柳副議長	今の説明を聞いて、道の駅は情報発信、販売、防災の機能がある中で、町は道の駅の駐車場を宿泊施設とする考えはあるのか。
	西垣副町長	基本的には休憩場所で、付帯施設として町の活性化につなげようとするものだ。オートキャンプ場みたいにウエルカムということではない。 実態としてはあり、それを排除できるかと言えばできない。
	柳副議長	大きく言えば、宿泊所という捉えではないでしょう。あくまでも仮眠程度ということでしょう。
	船木議長	時期的に今だからできるものだ。運営が始まれば町長が答える問題ではない。そこは押さえないといけない。

	西垣副町長	この質問がいけないということではない。③は関連ということがあるかもしれないが、聞く人の立場になると、議論として整理できるのかということがある。 ③を質問するなら、別項目で仕立てるべきだ。議論の展開がおかしいのではないかということだ。
		※個々に発言し、聞き取れず
	西垣副町長	判断はお任せする。
	船木議長	道の駅の環境整備に入るのかということだ。
 休憩 再開	芝岡委員長	本人に確認していただきたい。 休憩する。 １１時０８分　　休　憩 再開する。 １１時２０分　　再　開
	坂口局長	杉村議員に確認したところ、「削除してください」ということだ。あとの項目を繰り上げていただきたい。
	柳副議長	④はよいのか。 そこだけはアイドリングストップせよということですね。わかった。
④	芝岡委員長	一般質問については終わる。 審査事項 1)④議案審議について、説明願いたい。
	坂口局長	町長提出議案 4 件、追加議案提出の予定を 1 件伺っている。以上だ。
	長戸総務課長	＊議案第 53 号、第 54 号、第 55 号について説明 ３本とも道の駅に関するものだ。 追加議案については、6 月 5 日（金）に入札予定だ。
	杉本企画財政課長	＊議案第 56 号について、別紙「平成 27 年度 6 月補正予算概要」により説明
	芝岡委員長	質疑等伺う。
	柳副議長	日露友好事業実行委員会補助金については、課内の引継ぎの問題だということですね。5 年に 1 回なので、引継ぎするのを忘れていたということですね。
	杉本企画財政課長	＊説明 引継ぎができていなかったものと思う。
	柳副議長	前課長が悪いのですね。 消防団員の中途退団の理由は何か。
	長戸総務課長	鳥取市への転出等によるものだ。
⑤	芝岡委員長	審査事項 1)⑤請願・陳情・要望等の審査について、説明願いたい。
	坂口局長	＊資料 P11～説明
	芝岡委員長	何かあれば伺う。
	長戸総務課長	陳情第 7 号については、組織としては福祉課が所掌する。
	柳副議長	これは特別で、議長が特に関心を持たれているということで、所属される総務教育常任委員会としている。
	坂口局長	議長とも事前に協議させていただいた。

		厚生労働省が扱っている中で、名簿の編纂であるとか戦争とか70周年を記念する等の中で、総務教育常任委員会で扱う方が妥当ではないかということで、今回このようにさせていただいている。議長自らが説明されたいということも言っておられる。
	柳副議長	陳情はこれだけか。
	坂口局長	これだけだ。
⑥	芝岡委員長	審査事項 1)⑥会期及び日程(案)について、説明願いたい。
	坂口局長	＊日程表により説明 6 月 9 日(火)から 3 日間の日程で提案させていただいている。議会だより特別委員会は、一般質問が 4 人なので 1 日目でもと思うが、3 日目に上げさせていただいている。
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
⑦	芝岡委員長	審査事項 1)⑦その他の議会の運営に関する事項について、説明願いたい。
	坂口局長	＊日程表により説明
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
	坂口局長	全員協議会の日程だが、地方創生について執行部も努力されている。議会としても積極的に取り組めということが全国議長会からもあった。9 月に計画策定ということもあり、特別委員会も設置していない。 人口減少している中で、議会としても積極的に関わって行こうということが正副議長の方からもあった。 議会として町に提言できることがあれば、総合戦略とは別にやろうということがあり、先進地視察について提案させていただいている。それについて全協でやろうということだ。9 月ということでなく、年度内で実施したい。 正副議長からあればお願いしたい。
	柳副議長	議会として、人口減対策を柱としてやろうということだ。特別委員会を設置せよということが出ればどうするか。
	坂口局長	特別委員会となれば、特別委員会が所管する事務は常任委員会から外すこととなる。そうなれば人口問題にしろ地方創生にしろ、すべての事業が関わったものが成り立ちになるので、どれを外すかとなれば実質的に無理だ。常任委員会の中に立って議会全体で進ませていただきたい。
	柳副議長	そのことを前提に言っておかなければならない。 議会運営委員会でこのようにするということを諮るのでしょう。
	芝岡委員長	皆さん、いかがか。
	寺垣委員	よい。
	澤委員	よい。
	芝岡委員長	では、全協で皆さんに諮ることとする。

	坂口局長	全協の議題としてはこの１件だ。その後、常任委員会を開催していただきたい。
	芝岡委員長	ェの議場の国旗の掲揚について、説明願いたい。
	坂口局長	議員から議長にご意見をいただいたものだ。岩美町議会は掲げていない。他町村もまちまちだ。検討いただきたい。
	柳副議長	知っているのは市議会くらいだが、厳粛な議場に、国旗と町旗を掲げるのは当たり前だ。
	船木議長	町の歴史の中で、なぜ今までしていなかったか、過去の歴史を研究して判断すべきではないかと思う。議会運営委員会で調べればどうか。
	柳副議長	議会が決めたら、執行部が反対してもできるのか。
	坂口局長	議場のことなので、基本的には議会で決めることと思う。
	澤委員	いろいろと研究してからすればよいと思う。研究するということにしよう。
その他	芝岡委員長	その他について説明願いたい。
	坂口局長	1)の議会放送の日程について、全協については報告事項(1)も放送することとなっている。（説明のみ） ＊2)一般質問の事前広報における議員名の公表について、現状説明 町民からも誰が質問するのかという問い合わせがある。他町村のホームページを見ても、議員名と件名が出ている。傍聴に来ていただく効果もねらう中で、公表してはどうかということで提案させていただく。
	芝岡委員長	ご了解いただけるか。
	柳副議長	問題ないでしょう。
	皆	なし。
	芝岡委員長	執行部はいかがか。
	執行部	よい。
	柳副議長	一般質問の審査にかなりの時間を要する。もう一度議運で検討しよう。整理していただきたい。
	芝岡委員長	他になければこれで終わりたい。
	皆	なし。
閉会	芝岡委員長	以上で終わる。 ＊起立、礼 １１時５５分　閉　会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

平成　　年　　月　　日

議会運営委員長　芝岡　みどり